

平成 24 年 7 月 5 日

**無形資産
開発費以外の論点に関する
今後の進め方**

1. これまでの検討経緯

- 当委員会では、平成 21 年 12 月に「無形資産に関する論点の整理」(以下「論点整理」という。)の公表後、論点整理に寄せられたコメント等を踏まえて、無形資産に関する包括的な会計基準の開発に向けた検討を行ってきている。
- 当該検討に関する委員会審議において論点となった事項のうち、社内開発費の取扱いについては、単体検討会議の検討結果を斟酌するとともに、IASB のアジェンダ・コンサルテーションに対する当委員会からの意見発信など、これまでの当委員会での審議を踏まえ、第 235 回委員会(平成 24 年 1 月 10 日)にて、当面の間、現行の費用処理を継続することを事務局より提案している。
- 社内開発費以外の論点については、第 242 回委員会(平成 24 年 4 月 19 日)にて、当面の間、社内開発費の取扱いを現状維持とすることを前提とした上で、無形資産に関する包括的な会計基準を開発するか、個別の論点のみに対応した会計基準等の新設又は改正とするか、又は、現状維持とするかを、個別の論点の検討を踏まえて判断していくこととしたい旨の説明を事務局より行っている。なお、現行のソフトウェアの会計処理も維持する方向で検討を進めることとしている。
- 第 243 回の委員会(平成 24 年 5 月 10 日)では、社内開発費以外の個別の論点(耐用年数が確定できない無形資産の取扱い、借地権の取扱い、他社から研究開発の成果を個別に買い入れた場合等の取扱い、繰延資産の取扱い)に関しての対応について、審議を行っている。
- 本日は、第 243 回の委員会で提示したディスカッション・ポイントに対して出された意見の整理内容についてご確認をいただき、追加のご意見を頂戴したうえで、今後の進め方についてご審議いただきたい。

2. 第 243 回委員会における主な意見

社内開発費以外の個別の論点ごとに設けたディスカッション・ポイントに対して出された主な意見は次のとおりである。

ディスカッション・ポイント 1

✓ 無形資産の「定義」・「認識要件」を設けるべきか。

無形資産に関する包括的な会計基準の開発の検討を進めるため、無形資産の定義や認識要件の検討を行うべきとする意見

- 無形資産を投資消去差額(「のれん」)から適切に分離する必要性の観点等からも、無形資産の包括的な会計基準は開発すべきであり、定義や認識要件の検討を基準開発のスターティング・ポイントとしてはどうか。
- 包括的な会計基準の開発が個別論点の対応かの選択を議論するというより、包括的な会計基準を開発すべきか否かをまずは検討すべきであり、その際には定義と認識要件についてスポットを当ててはどうか。
- 社内開発費に関する研究報告の取りまとめと無形資産に関する基準を作ることは必ずしも矛盾せず、まずは無形資産の定義・認識要件等をつくることから取り組んではどうか。
- のれん以外の無形資産の認識をしっかりと行うことは必要なことであると思われるので、無形資産の定義と認識要件は検討すべきである。
- 定義及び認識要件は設けるべきと考えるが、検討の過程では、こういったものが、無形資産の定義にあてはまるのか具体的に検討していくことが重要である。

現時点では無形資産に関する包括的な会計基準の開発の検討ではなく、IASB に対する意見発信とそれに関連する調査に注力すべきとする意見

- 現時点では無形資産に関する会計基準の開発の検討を進めるのではなく、まず、IASB のアジェンダ・コンサルテーションでコメントした社内開発費やのれんに関する意見発信を行うことを前提として我が国の考え方を取りまとめていくことに注力したほうがよいのではないか。
- 社内開発費以外の個別の論点については緊急性のある問題はないと考えられるため、社内開発費の資産計上が有用な情報となるのかどうか等の調査を優先すべきである。

無形資産に関する包括的な会計基準に対するニーズを確認・整理すべきとする意見

- 無形資産の定義及び認識要件は本来あるべきものだと考えるが、論点整理（平成 21 年 12 月公表）に対するコメント等も踏まえ、無形資産に関する包括的な会計基準に

対するニーズを確認・整理の上で進めてもらいたい。

ディスカッション・ポイント２

✓ **耐用年数が確定できない無形資産の取扱いを設けるべきか。**

（直接、本ディスカッション・ポイントに言及した意見はなかった。）

ディスカッション・ポイント３

✓ **借地権について、その内容を踏まえた取扱いを設けるべきか。**

- 日本固有の問題ではなく、海外でも類似のケースが IFRS 解釈指針委員会に上がっているため、日本でも取扱いの明確化を図ることには意義がある。
- 税務に準じて行われている実務が多いことは確かだが、会計上、無形資産として処理すべきか、リースとして処理すべきか、ASBJ で議論をして考え方が出れば実務上役立つのではないかと。
- 各国で経済体制や法制度が違い、日本国内でも地域によって状況が違っており、また、一部の業態や業種に限定される問題と思うので、会計基準よりも実務指針のような対応が良いのではないかと。

ディスカッション・ポイント４

✓ **他社から研究開発の成果を個別に買い入れる場合や、無形資産を自己創設するために利用される固定資産を取得する場合(特定の研究開発目的にのみ使用されるか否かにかかわらず)について、資産計上を行うべきか。**

（直接、本ディスカッション・ポイントについて言及した意見はなかった。）

ディスカッション・ポイント５

✓ **繰延資産の会計処理に関する当面の取り扱いを定めた実務対応報告第 19 号を廃止すべきか。**

- 無形資産の定義や認識要件を設けた上で、資産性の有無の観点等から残すか否かを議論すべきである。
- もともと資産性という判断基準だけで計上される類のものではないので、その重要性等を勘案して検討すべきである。

3. 今後の進め方（案）

- 無形資産に関する会計基準の開発については、定義・認識要件から今後も検討を進めるべきであるという意見がある一方、現時点では基準開発の検討よりもIASBに対する意見発信とそれに関連する調査に注力すべきであるという意見も出されている。また、個別論点のうち、借地権については、取扱いの明確化を図るべきではないかという意見が多く出されている。
- IASBのアジェンダ・コンサルテーションに対する当委員会の意見発信では、我が国の市場関係者の多くが社内開発費は費用処理を行うことを支持していることを踏まえ、IFRSで規定している社内開発費の資産計上について適用後レビューを実施し、IFRSの改正の必要性を検討すべきであるとしている。その一環として、社内開発費に関するIFRS適用会社等の実態調査を行い、その調査結果を今年3月のIFASSで報告しており、今後は、アカデミック・リサーチに関する情報収集なども行い、適宜、意見発信していくこととしている。
- 一方、我が国においても、無形資産は、財務諸表の構成要素の1つである資産の中でも、近年、その重要性が増しているが、我が国においては無形資産に関する包括的な会計基準が存在しないことから、研究開発費やソフトウェア等を除き、実務慣行に委ねられている状況にある。
- したがって、社内開発費は、当分の間、現行の取扱いを維持することを前提にしたうえで、無形資産に関する会計基準の開発の検討は、上記の点をふまえると、IASBに対する意見発信等と同時並行で進めることでどうか。
- なお、検討を行うに当たっては、現時点における基準開発のニーズを確認・整理した上で進める必要があるという意見もあることから、委員会に参考人を招致して意見聴取を行うことでどうか。

4. 今後の予定

- 参考人招致による市場関係者（財務諸表利用者、財務諸表作成者、監査人）の意見聴取
- 参考人からの意見聴取の結果を踏まえた、当プロジェクトの今後の進め方に関する検討

以 上